

． 調 査 の 説 明

1 . 調 査 の 目 的

我が国における製造業に属する事業所を調査して、製造業の実態を構造的に把握し、生産活動に関する基本的資料を提供することを目的としています。

2 . 調 査 の 根 拠

統計法(昭和22年法律第18号)に基づく指定統計第10号として、工業統計調査規則(昭和26年通商産業省令第81号)によって実施されています。

3 . 調 査 の 対 象

日本標準産業分類に掲げる大分類F - 製造業に属する事業所(国および公共企業体に属する事業所を除く)です。

4 . 調 査 の 対 象 期 間 お よ び 期 日

平成19年(2007年)1月1日から同年12月31日までの1年間について、平成19年(2007年)12月31日現在で実施しました。

5 . 調 査 の 種 類 と 方 法

甲調査 従業者30人以上の事業所

乙調査 従業者4人から29人の事業所

それぞれの調査票に申告者(事業所の管理責任者)が自ら記入する自計申告です。

調査事項は、巻末の調査票のとおりです。

6 . 製 造 業 の 定 義

日本標準産業分類に掲げる大分類F - 製造業には、有機または無機の物質に物理的、化学的变化を加えて新製品を製造加工し、これを主として卸売する事業所が分類されます。

「新製品の製造加工」とは、完成品だけを意味するのではなく、半製品も含まれます。

ただし、単に選別するとか、包装の作業を行う事業所は製造業としません。

また、土地に定着する工作物については、組立作業であっても製造業としません。

「新製品を主として卸売りする」とは、卸売業者、小売業者または産業使用者(工場、建設業者、官公庁、学校、病院など)に大量または多額に製品を販売すること、および同じ企業に属する他の事業所に製品を引き渡すことをいいます。

このほか、次のものも製造業とします。

(1)他の業者の所有に属する原材料に加工処理を加えて加工賃を受け取る賃加工業も製造業とします。

ただし、直接個々の家庭消費者から委託される賃加工業は、製造業としません。

(2)「産業」とは「事業所において業として行われる経済活動」をいうのであって、家庭内で行われている「内職」は、原則として調査対象としません。

しかし、製造活動による収入が世帯収入の主な部分を占めていれば製造業とします。

(3)修理を専業としている事業所が補修品を製造しても製造業としません。

ただし、船舶 修理、鉄道車両の修理または改造を行う事業所は、製造行為を行わな

くても製造業とします。

また、機械修理工場については、金属工作機械または金属加工機械を使用して製造加工した新製品の出荷がある場合は製造業とし、出荷がない場合は製造業としません。

7.集計項目の説明

(1)事業所数

操業準備中、操業開始後未出荷および休業中の事業所は含めません。

(2)従業者数

常用労働者、個人事業主および無給家族従業者の合計です。

常用労働者には、日々または1か月以内の期間を限って雇われていた者のうち、その月とその前月にそれぞれ18日以上雇われた者が含まれます。

なお、平成13年調査より臨時雇用者として常用労働者に含まれない日々または1か月以内の期間を限って雇われていた者について調査していますが、従業者数の合計には含みません。

(3)現金給与総額

常用労働者のうち雇用者に対する基本給、諸手当、特別に支払われた給与(期末賞与等)の額およびその他の給与額等の合計です。

その他の給与額等とは、常用労働者のうち雇用者に対する退職金または解雇予告手当、出向・派遣受入者に係わる支払額、臨時雇用者に対する給与などです。

(4)原材料使用額等

原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費(外注加工賃)、製造等に関連する外注費および転売した商品の仕入額の合計です。

ア.原材料使用額

燃料以外のすべての製造加工用の原材料と工場維持用の材料、消耗品などの使用額をいいます。

ただし、下請工場に製造加工を行わせるため支給した原材料は含みますが、他の企業から無償で支給された原材料は含みません。

イ.燃料使用額

事業所の貨物運搬用の燃料を含みます。

ウ.電力使用額

電灯用を含みます。

エ.委託生産費(外注加工賃)

原材料、中間製品を他の事業所に支給して製造加工を委託した場合の加工賃です。

オ.製造等に関連する外注費

事業所収入に直接関連する外注費で、生産設備の保守・点検・修理、機械・装置の操作、製品の検査・梱包、製品に組み込まれるソフトウェアの開発、製品の据付にかかる建設業務、販売した製品の保守・修理等の外注費用です。

カ.転売した商品の仕入額

実際に売り上げた転売品(他の事業所から仕入れてまたは受け入れてそのまま販売したもの)に対応する仕入額です。

(5)有形固定資産額

事業所の所有するすべての有形固定資産(事業所構外のものも含む)の数値で、帳簿価格によっています。工具、器具、備品等については、耐用年数1年以上で10万円以上の

ものです。

ア.取得額

購入、建設、自家製作、同じ企業に属する他の事業所からの受け入れ、建設仮勘定からの振り替えなどによる取得額です。

イ.除却額

売却、撤去、滅失、同じ企業に属する他の事業所への引き渡しなどによるものです。

ウ.減価償却費

減価償却費として有形固定資産勘定から控除した金額、減価償却累計額として計上された金額です。

エ.建設仮勘定

建設途中にある建物等が完成して有形固定資産勘定に組み替えられるまでの間の会計処理上の方法で、この勘定の借り方に加えられた金額が「増」で、この勘定から他の勘定に振り替えられた金額が「減」です。

(6)リース契約額・支払額

「契約額」は新規に契約したリース料総額で、「支払額」はすべてのリース物件に対する年間の支払リース料の合計金額(それぞれ消費税込み)です。

(7)製造品、半製品・仕掛品、原材料・燃料の在庫額

事業所が所有するものと、原材料を他に支給して製造させた委託生産品を含み、他から支給された原材料による受託加工品を仕入れてそのまま販売するものを含みません。

(8)製造品出荷額等

製造品(副産物、くず、廃物などを含む)出荷額、加工賃収入額等の合計であり、内国消費税を含みます。

ア.製造品出荷額

事業所の所有する原材料により製造したものと原材料を他に支給して製造させたものの工場出荷額です。

同じ企業に属する他の事業所へ引き渡したものは市価によっています。

イ.加工賃収入額

他の企業が所有する原材料または製品に加工、処理して引き渡したものに対して受け取った加工賃です。

ウ.その他収入額

事業所の収入で、ア.製造品出荷額およびイ.加工賃収入額以外の収入で、転売収入、修理料収入などです。

(9)工業用地

ア.敷地面積(年末現在)

事業所が使用している敷地の全面積で、借地を含みます。ただし、鉱区、住宅、寄宿舎、グラウンド、倉庫、その他福利厚生施設などに使用している敷地が、工場敷地と道路、柵などにより区分されている場合は除きます。

イ.建築面積

上記の「敷地面積」内にあるすべての建築物の面積です。

ウ.建築延面積

上記の「敷地面積」内にあるすべての建築物の各階の面積の合計です。

(10)工業用水

事業所内で工業生産のために使用される用水で、従業員の飲料水と雑用水を含みます。

「1日当たりの用水量」とは、1年間の総量を操業日数で割ったものです。

ア.原料用水

製品原料あるいはその一部として添加使用される水をいいます。

イ.製品処理用水

原料、半製品、製品の浸漬溶解などの物理的な処理を加えるために使用される水をいい、染色用水などです。

ウ.その他の淡水(水源)

河川、湖沼、貯水池から取水する水と、河川敷、旧河川敷内で、集水埋きよによって取水する水、農業用水路から取水する水や他の事業所から供給を受ける使用済みの水の合計です。

(11)産業中分類名は、下記のとおり省略して用いています。

	番号	省略表示	産業中分類名
基礎 素材 型 産 業	13	木材・木製品	木材・木製品製造業
	15	パルプ・紙	パルプ・紙・紙加工品製造業
	17	化学工業	化学工業
	18	石油・石炭	石油製品・石炭製品製造業
	19	プラスチック	プラスチック製品製造業
	20	ゴム製品	ゴム製品製造業
	22	窯業・土石	窯業・土石製品製造業
	23	鉄鋼業	鉄鋼業
	24	非鉄金属	非鉄金属製造業
25	金属製品	金属製品製造業	
加組 工立 型 産 業	26	一般機械	一般機械器具製造業
	27	電気機械	電気機械器具製造業
	28	情報通信機械	情報通信機械器具製造業
	29	電子・デバイス	電子部品・デバイス製造業
	30	輸送機械	輸送用機械器具製造業
	31	精密機械	精密機械器具製造業
生そ 活の 関連 他 型 産 業	09	食品	食品製造業
	10	飲料・飼料	飲料・たばこ・飼料製造業
	11	繊維工業	繊維工業
	12	衣服	衣服・その他の繊維製品製造業
	14	家具・装備品	家具・装備品製造業
	16	印刷	印刷・同関連業
	21	皮革	なめし革・同製品・毛皮製造業
	32	その他	その他の製造業

利用上の注意

1. 計算項目の算出方法

- (1)生産額 = 製造品出荷額等 + (製造品年末在庫額 - 同年初在庫額) + (半製品・仕掛品年末在庫額 - 同年初在庫額)
- (2)付加価値額 = 生産額 - (消費税を除く内国消費税額 + 推計消費税額(以下「内国 + 推計消費税額」という)) - 原材料使用額等 - 減価償却額
- (3)粗付加価値額 = 製造品出荷額等 - (内国 + 推計消費税額) - 原材料使用額等
- (4)有形固定資産投資額 = 有形固定資産の取得額 + (建設仮勘定の増 - 建設仮勘定の減)
- (5)付加価値率 = $\frac{\text{付加価値額}}{\text{生産額} - (\text{内国} + \text{推計消費税額})} \times 100$
- (6)原材料率 = $\frac{\text{原材料使用額等}}{\text{生産額} - (\text{内国} + \text{推計消費税額})} \times 100$
- (7)現金給与率 = $\frac{\text{現金給与総額}}{\text{生産額} - (\text{内国} + \text{推計消費税額})} \times 100$
- (8)年末在庫率 = $\frac{\text{年末在庫額}}{\text{生産額} - (\text{内国} + \text{推計消費税額})} \times 100$
- (9)従業者1人当たりの製造品出荷額等 = $\frac{\text{製造品出荷額等} - (\text{内国} + \text{推計消費税額})}{\text{従業者数}}$
- (10)1事業所当たりの製造品出荷額等 = $\frac{\text{製造品出荷額等} - (\text{内国} + \text{推計消費税額})}{\text{事業所数}}$
- (11)従業者1人当たりの付加価値額 = $\frac{\text{付加価値額}}{\text{従業者数}}$
- (12)1事業所当たりの付加価値額 = $\frac{\text{付加価値額}}{\text{事業所数}}$
- (13)1事業所当たりの現金給与総額 = $\frac{\text{現金給与総額}}{\text{事業所数}}$
- (14)常用労働者1人当たりの現金給与総額 = $\frac{\text{現金給与総額}}{\text{常用労働者数}}$
- (15)特化係数 = $\frac{\text{地域別(滋賀県)の産業中分類別構成比}}{\text{全国の産業中分類別構成比}}$
- (16)寄与度 = $\frac{(\text{平成19年値}) - (\text{平成18年値})}{(\text{平成18年合計値})} \times 100$

()消費税を除く内国消費税額は、酒税、たばこ税、揮発油税および地方道路税の納付税額または納付すべき税額の合計です。

また、推計消費税額は、平成13年調査より消費税額の調査を廃止したため推計したもので、推計消費税の算定に当たっては、直接輸出分、原材料分、設備投資分を控除しています。

2. 符号・数値の表記方法

- (1) .工業統計調査結果の概要および .統計表における符号等の表記方法は、次のとおりです。
- ア.「-」は、単独で使用する場合、皆無または該当数値のないものを表します。
- イ.「0」は、四捨五入による単位未満を表します。
- ウ.「-」は、数値の前に付して使用する場合、マイナスまたは減少を表します。
- エ.「…」は、未調査で該当数値のないものを表します。
- オ.「 」は、数値を秘匿した箇所を表します。

()工業統計調査又は商業統計調査の調査票を集計及び公表のために使用する場合は要領(昭和46年5月19日付、46統部第267号通達)に基づき、1または2の事業所に関する数値を秘匿した箇所を示します。また、3以上の事業所に関する数値であっても、1または2の事業所に関する数値が前後の関係から判明する場合は、前記と同様に秘匿とします。ただし、指定統計調査の結果における従業者数の取扱いについては、秘匿を解除することができることとなったため、平成16年の公表より従業者数の秘匿を行わないこととしています。

(2) .工業統計調査の結果の概要および .統計表における比率(パーセント)の表記は、各数値を小数点以下第2位で四捨五入しており、比率の合計が100.0%となるように調整をしていません。

3 . その他注意事項

(1) 日本標準産業分類の第11回改訂(平成14年10月1日適用)に伴い、平成14年調査から新しい産業分類が適用されています。

ア.改訂点

「新聞業」および「出版業」は大分類「情報通信業」に、「もやし製造業」は大分類「農業」に移行し、製造業ではなくなりました。

「電気機械器具製造業」は、「電気機械器具製造業」、「情報通信機械機器製造業」、および「電子部品・デバイス製造業」に3分割されました。

イ.主な変更点

分類番号	旧産業中分類		分類番号	新産業中分類
12	食料品製造業	(もやし製造業を除く) →	09	食料品製造業
19	出版・印刷・同関連業	(新聞・出版業を除く) →	16	印刷・同関連業
30	電気機械機器製造業	3分割 →	27	電気機械機器製造業
			28	情報通信機械機器製造業
			29	電子部品・デバイス製造業
33	武器製造業	その他の製造業に含まれる →	32	その他の製造業
34	その他の製造業	→		

()日本標準産業分類の第12回改訂(平成20年4月1日適用)については、平成20年調査から適用されます。

(2)平成19年調査では、事業所の捕捉を行い、また原材料使用額等および製造品出荷額等の調査項目が改正されましたが、調査によって得られた数値をそのまま用いているため、時系列に不連続が生じていますので、ご留意願います。

(3)平成19年調査の回収率(調査票回収数÷調査対象事業所数)は下記のとおりでした。
滋賀県の回収率：97.4%

(4)この報告書の数値は、本県で独自に集計した確定数値であり、後日経済産業省から公表される確定数値と若干相違することがあります。

(5)この報告書についてのお問い合わせは、下記までお寄せください。

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
 滋賀県総務部統計課商工統計担当または統計資料室
 電話 077(528)3398(商工統計担当)
 電話 077(528)3123(統計資料室)